

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第4号

答申番号：令和7年答申第6号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人に対して○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）がなした法第62条第3項の規定による平成30年1月25日付け保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

### 第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成29年1月26日、審査請求人は処分庁に対し、法による保護を申請し、処分庁は、同日を実施日として審査請求人の保護を開始した。同日、審査請求人から提出された収入申告書の「働きによる収入」欄に収入の記載はなかった。なお、その後、同年3月21日、同年5月22日、同年6月2日及び同年7月4日に提出された収入申告書の「働きによる収入」欄には、勤めによる収入の記載はあっても、事業による収入の記載はなかった。
- 2 処分庁は、審査請求人が適正な収入申告に係る指示を履行しなかったとして、平成29年8月1日を実施日として保護を廃止した。
- 3 平成29年8月23日、審査請求人は処分庁に対し、急迫した状況にあるものとして法による保護を申請し、処分庁は、同日を実施日として審査請求人の保護を再開した。また、同日、審査請求人から自動車を保有していることを記載した資産申告書及び「働きによる収入」欄に「自営業」としつつ収入の記載のない収入申告書が処分庁に提出された。
- 4 平成29年8月28日、処分庁は、審査請求人に対し、適正な収入申告を求める指示文書を交付するとともに、「自動車は所有・使用ともにできず、処分するように」と口頭で指示した。
- 5 処分庁は、審査請求人が適正な収入申告に係る指示を履行しなかったとして、平成29年11月1日を実施日として保護を廃止した。
- 6 平成29年12月7日、審査請求人は処分庁に対し、急迫した状況にあるものとして法による保護を申請し、処分庁は同日を実施日として審査請求人の保護を再開した。また、同日、審査請求人から自動車を保有していることを記載した資産申告書及び

「働きによる収入」欄に「自営業」としつつ11月分の収入を「0」と記載した収入申告書が処分庁に提出された。

- 7 平成29年12月8日、○福祉事務所は、ケース診断会議を開催し、審査請求人が保有する自動車について保有が認められないとして使用を禁止し、処分を求める旨の文書による指示を行う方針を確認した。
- 8 平成29年12月11日、処分庁は、審査請求人に対し、平成30年1月11日を履行期限として自動車の使用禁止・処分を求める旨の指示文書を、内容説明の上、交付した（以下「本件指示」という。）。
- 9 平成30年1月11日、○福祉事務所は、審査請求人宅駐車場に審査請求人の自動車が駐車されていることを確認した。  
同日、○福祉事務所はケース診断会議を開催し、次の方針を確認した。
  - ・審査請求人に対し、本件指示（違反）に係る保護停止処分についての弁明の機会を1月19日に付与する。
  - ・審査請求人が弁明期日に来所しない場合、本件指示の不履行を理由として、平成30年2月1日から保護を停止する。
- 10 平成30年1月12日、処分庁は次の内容を記載した同日付けの弁明付与通知書を審査請求人宅に投函した。  
審査請求人が本件指示に従わないと認め、平成30年2月1日から保護停止処分することにしており、この処分について、同年1月19日午後2時から○福祉事務所にて弁明の機会を付与する。
- 11 平成30年1月19日（弁明期日）、審査請求人は来所しなかった。
- 12 平成30年1月25日、処分庁は、ケース診断会議の方針に基づき同年2月1日を実施日として審査請求人の保護を停止する本件処分を行い、同年1月29日、審査請求人宅に本件処分決定通知書を投函した。
- 13 平成30年3月7日、審査請求人が、審査庁に対し本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

###### (1) 審査請求書での主張

自動車を処分せよとの指示が誤っている。

その誤った指示に基づく保護停止処分も誤っている。

本件処分の取消しを求める。

###### (2) 反論書での主張

審査請求人は、滋賀県で事業を営んでいる。滋賀県は自動車を必要とする地域であり、また、滋賀県に通うためにも自動車が必要。それなのに、なぜ自動車の所有が認められないのか。

審査請求人は、話し合いを要望したのに、何の話し合いも説明もなく一方的に指示書だけ出すのはおかしい。

審査請求人は、間違った指示書に対応できない。

## 2 処分庁の主張

- (1) 自動車の保有については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3の3及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問3の14の答によると、①生活用品としては、単に日常生活の便利に用いるのみならば認められない。②事業用品としては、一定要件の下に認められている。

処分庁は、審査請求人から提出された収入申告書に収入が記載されていないことから、審査請求人に具体的な事業収入がないことを確認している。このため、処分庁としては、審査請求人が事業収入を得ることなく、事業の具体的な見通しも確認できないことから、事業用品としての自動車の必要性が認められないため、審査請求人の自動車の保有が認められないと判断している。

- (2) よって、処分庁は、審査請求人に対して、自動車の所有が認められず、処分するよう、口頭による指示を行った上で、本件指示を行い、さらに、弁明の機会を与えた（審査請求人は弁明期日に来所しなかった。）上で、本件処分を行っている。なお、本件指示を行った以降も、審査請求人は事業目的以外に生活用品として自動車を使用していることが確認できるため、審査請求人は、本件指示に応じる意思がないことが明らかだと処分庁は判断している。

以上のとおり、本件処分は適法かつ適正である。

## 第5 法令の規定について

### 1 生活保護の補足性と資産の保有について

法第4条第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定されている。

これを受け、資産の活用に関しては、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第3において、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。」とされ、「次の場合」として、「1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの」など五つの場合が列挙されている。

その保有できる資産に関しては、局長通知第3の3において、事業用品について、「次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。」とし、(1)「事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる程度のものであること」、(2)「当該世帯の世帯員が現に最低生活の維持のために利用しているものであるか、（中略）おおむね1年以内（事業用設備については3年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの」とされている。

また、生活用品として保有することができる資産については、局長通知第3の4の(4)のイにおいて、「当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり（中略）と認められるものは、保有を認めること。」とされている。

さらに、本件で問題となっている自動車の保有については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3の9及び12において、障害者の通勤・通院や公共交通機関の利用が著しく困難な地域の通勤・通院等の場合で厳格な要件の下での保有を認めて差し支えないとされている。それ以外の場合での自動車の保有については、問答集問3の14の答において、「生活用品としての自動車は単に日常生活の便利に用いるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失すことにならないと認められる場合には、保有を認めて差しつかえない。」との見解が示されている。

## 2 指導指示に従う義務及び義務違反による処分について

保護の実施機関による被保護者に対する指導及び指示について、法第27条第1項において、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、その他保護の目的達成に必要な指導又は指示を行うことができる。」と規定されている。

また、指示等に従う義務及びその違反について、法第62条では、第1項において、「被保護者は、保護の実施機関が（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と規定され、続けて、被保護者の指示義務違反の場合の処分について、第3項において、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定され、さらに、処分を行う場合の手続について、第4項において、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と規定されている。

この法第27条及び第62条を受けて、局長通知第11の2の(4)の第2文において、「（中略）被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。」と規定されている。

被保護者が指導指示に従わない場合の取扱いについては、さらに、課長通知第11の問1の答で基準が示されており、その1において「当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行うこと。」とされ、その2において「1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、（以下、略）」とされ、さらに、その3の(3)において、「保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」は保護廃止とするとされている。

## 1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 資産の保有と本件指示について

(ア) 処分庁は、平成29年12月11日に、審査請求人に対して、「生活保護受給中は自動車の所有及び使用は原則として認められないため」との理由で、「所有する自動車を使用せず、平成30年1月11日までに処分してください」との指示書を、内容説明の上、交付している（本件指示）。

審査請求人の保有する自動車は、法第4条第1項や次官通知の第3に基づくと、最低限度の生活を維持するために、原則として処分すべき資産である。

(イ) これに対して、審査請求人は、滋賀県で事業を営んでいて、滋賀県は自動車を必要とする地域であり、また、滋賀県に通うためにも自動車が必要であるとして、自動車を処分せよとの本件指示が誤っていると主張している。これは、審査請求人の保有する自動車が事業用品として保有を認められるべき資産であるとの主張と考えられる。

しかし、審査請求人が、平成29年1月26日、同年3月21日、同年5月22日、同年6月2日、同年7月4日及び同年8月23日に処分庁に提出した収入申告書において、勤めによる収入の記載はあっても事業による収入の記載はなかった。更に、本件処分の直前に当たる平成29年12月7日に提出した収入申告書でも、自営業としつつ、同年11月分の収入が「0」、「当（翌）月分（見込額）」が「不明」と記載されている。

この平成29年1月26日から本件処分の直前の同年12月7日までに審査請求人から提出された収入申告書に事業による収入が記載されていないことから、処分庁が、審査請求人は事業収入を得ることなく事業の具体的な見通しも確認できないとして、審査請求人に事業用品としての自動車の保有の必要性が認められないとした判断は、事業用品としての資産保有について定めた局長通知第3の3に照らして不合理ではない。

また、自動車の保有について定めた課長通知第3の9及び12に照らすと、審査請求人は、通勤・通院に自動車の保有を必要とする障害者ではなく、滋賀県は公共交通機関利用が著しく困難な地域でもない。したがって、審査請求人に自動車保有を必要とする特別事情も認められない。

(ウ) よって、法第4条第1項の規定並びに次官通知の第3、局長通知第3の3及び課長通知第3の定め、さらに、自動車の保有についての問答集問3の14の答で示された見解に照らして、審査請求人の自動車保有は認められないとして、「所有する自動車を使用せず、平成30年1月11日までに処分してください」とした平成29年12月11日交付の本件指示は、違法でも不当でもない。

本件指示は、保護の実施機関たる処分庁が、法第27条第1項及び上記法令等に基づいて行った適法かつ適正な指示である。

イ 指示義務違反と本件処分について

本件においては、平成29年12月11日に、処分庁が審査請求人に対して、法第27

条等に基づく適法かつ適正な本件指示を行っている。

それゆえ、審査請求人は、法第62条第1項に基づき本件指示に従う義務があるのに、これに従っていないので指示義務に違反している。

そこで、処分庁は、法第63条第3項及び第4項に基づき、平成30年1月19日に福祉事務所にて弁明の機会を付与する旨の、同年1月12日付けの審査請求人宛て弁明付与通知書を審査請求人宅に同日投函したが、審査請求人は弁明期日に来所しなかった。

その上で、処分庁は、平成30年1月25日に、同年2月1日を実施日として審査請求人の保護を停止する本件処分を行っている。

審査請求人は、弁明の機会を付与されながら弁明せず、また、過去に複数回にわたって処分庁の指示に従わずに保護を廃止されている。それゆえ、指示義務違反に対する処分の中で最も軽い処分である保護変更処分を行っても、審査請求人に本件指示を遵守させることは困難と考えられる。他方、指示義務違反に対する最も重い処分である保護廃止処分ではなく、中間の保護停止処分を行うことは、実質的に、審査請求人に対して本件指示を遵守する機会を提供するものである。

したがって、法第62条第3項及び第4項の規定、局長通知第11の2の(4)並びに課長通知第11の問1の答に照らして、審査請求人に対し保護停止処分を行うとした判断に不合理な点は認められない。

よって、本件処分の内容は違法でも不当でもない。

さらに、本件処分は、上記の様に法令等で定められた手続に従って決定されており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

ウ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

## 2 審査庁による諮問の要旨

### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

### (2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年7月15日 審査庁が審査会に諮問

令和7年8月4日 第1回調査審議（第1部会）

令和7年9月3日 第2回調査審議（ 〃 ）

## 第8 審査会の判断の理由

### 1 本件処分の争点及び争点の検討

#### (1) 資産の保有と本件指示について

本件指示に対して、審査請求人は、審査請求人の保有する自動車が事業用品として保有を認められるべき資産であると主張していると考えられる。

しかし、審査請求人が、平成29年1月から同年8月までにかけて処分庁に提出した収入申告書において、勤めによる収入の記載はあっても事業による収入の記載はなかった。さらに、本件処分の直前に当たる平成29年12月に提出した収入申告書でも、自営業としつつ、同年11月分の収入が「0」、「当（翌）月分（見込額）」が「不明」と記載されている。

また、審査請求人が処分庁に提出した事業計画から具体的な事業計画を読み取ることはできないが、滋賀県で事業を行う計画であったとしても、そのことのみをもって自動車を事業に用いる必要性があると判断することはできない。

したがって、処分庁が、審査請求人は事業収入を得ることなく事業の具体的な見通しも確認できないとして、審査請求人に事業用品としての自動車の保有の必要性が認められないとした判断は、事業用品としての資産保有について定めた局長通知第3の3に照らして不合理ではない。

また、審査請求人に通勤・通院のために自動車の保有を必要とする事情は認められず、自動車の保有について定めた課長通知第3の9及び12に照らしても処分庁の判断に不合理な点はない。

したがって、審査請求人に自動車の保有を必要とする事情は認められない。

よって、本件指示は、保護の実施機関たる処分庁が、法第27条第1項及び上記法令等に基づいて行った適法かつ適正な指示である。

#### (2) 指示義務違反と本件処分について

本件においては、(1)のとおり、処分庁が審査請求人に対して、法第27条等に基づく適法かつ適正な本件指示を行っている。

それゆえ、審査請求人は、法第62条第1項に基づき本件指示に従う義務があるが、これに従っていないので指示義務に違反している。

そこで、処分庁は、弁明の機会を付与した上で、審査請求人の保護を停止する本件処分を行っている。

審査請求人は、弁明の機会を付与されながら弁明せず、また、過去に複数回にわたって処分庁の指示に従わずに保護を廃止されている。それゆえ、指示義務違反に対する処分の中で最も軽い処分である保護変更処分を行っても、審査請求人に本件指示を遵守させることは困難であると処分庁が判断することは合理的である。他方、指示義務違反に対する最も重い処分である保護廃止処分ではなく、中間の保護停止処分を行うことは、実質的に、審査請求人に対して本件指示を遵守する機会を提供するものである。

したがって、法第62条第3項及び第4項の規定、局長通知第11の2の(4)並び

に課長通知第11の問1の答に照らして、審査請求人に対し保護停止処分を行うとした判断に不合理な点は認められない。

よって、本件処分の内容は違法でも不当でもない。

さらに、本件処分は、上記のように法令等で定められた手続に従って決定されており、手続上も違法又は不当な点は認められない。

(3) 以上のとおり、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

## 2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

## 3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

### 京都府行政不服審査会第1部会

委 員 (部会長)	北 村 和 生
委 員	岩 崎 文 子
委 員	岡 川 芙 巳